

高知県特定不妊治療支援事業実施要綱

(本事業の目的)

第1条 本事業の目的は、不妊治療の経済的な負担の軽減を図るため、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精並びにこれに付随する検査等（以下「特定不妊治療等」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みに対する支援の一助とすることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、特定不妊治療等を受けた夫婦であって、特定不妊治療等以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者のうち、夫又は妻のいずれか一方が県内（高知市を除く。）に居住している者（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。）とする。

(対象となる治療等)

第3条 本事業の対象となる治療等は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において実施する特定不妊治療等であり、治療期間の初日が令和4年4月1日以降であるものとする。なお、医療保険が適用される特定不妊治療等においては、診療報酬の算定要件を満たしているものとする。

- 2 対象範囲については、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる治療は、助成の対象としない。
 - (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚^{はい}の提供による不妊治療
 - (2) 代理母（妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子を使用することができず、かつ、妻が妊娠することができない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するものをいう。）
 - (3) 借り腹（夫婦の精子及び卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子とを体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するものをいう。）
 - (4) 医療保険が適用されている者のうち、診療報酬の算定回数の上限を超えて保険適用外となつた特定不妊治療等
 - (5) 保険診療と保険外診療を組み合わせて行ういわゆる「混合診療」による特定不妊治療等
 - (6) 先進医療等の保険外併用療養費の対象となる特定不妊治療等

(実施方法)

第4条 県は、第2条に規定する対象者が、実施医療機関又は同医療機関からの紹介等を受けた医療機関において前条第1項に規定する治療のために要した費用を医療機関に支払った場合においては、その者の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成額及び助成回数等)

第5条 助成額及び助成回数等については、別表第2に掲げるとおりとする。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成金の申請及び決定については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度の3月31日まで（治療が終了した日が3月である場合は、翌年度の4月30日まで）に居住地を管轄する福祉保健所を経由して別記第1号様式による高知県特定不妊治療支援事業申請書（以下「申請書」という。）及び別記第2号様式による高知県特定不妊治療支援事業医療機関受診等証明書（以下「証明書」という。）に関係書類を添えて提出しなければならない。
- (2) 前号において、添付書類については、当該年度2回目以降の申請の場合は、1回目の申請時に添付した関係書類で代えることとして添付を省略することができる。
- (3) 前2号の規定による申請を受理した福祉保健所は、申請書類を審査し、速やかに知事に進達するものとする。知事は、この進達があったときは、特定不妊治療に要した費用に対する助成の可否について速やかに決定し、その結果を別記第3号様式による特定不妊治療支援事業承認決定通知書又は別記第4号様式による高知県特定不妊治療支援事業不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。
- (4) 当該年度分の助成対象であるか否かについては、申請が承認された日を基準とする。

(婚姻関係の確認について)

第7条 知事は、助成を受けようとする者の婚姻関係について、次に掲げる方法で確認する。

(1) 法律婚の場合

両人から戸籍謄本の提出を求める。

(2) 事実婚の場合

次に掲げる書類の提出を求める。

ア 両人の戸籍謄本（重婚（法律婚と事実婚が重複する場合を含む。）でないことの確認）

イ 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、ウでその理由について記載を求める。）

ウ 両人の事実婚関係に関する申立書（別記第5号様式）

なお、事実婚関係にある夫婦が助成を受けようとする場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認する。

(助成金の返還)

第8条 知事は、助成を受けようとする者が、この要綱の規定に違反したときその他不正な行為により助成を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(実施医療機関の要件等)

第9条 実施医療機関は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局长に届け出た保険医療機関であること。

(助成台帳)

第 10 条 知事は、助成の状況を明確にするため、台帳を備え付けるものとする。

(広報活動)

第 11 条 知事は、本事業の内容や不妊治療に関する情報について、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも広く周知が図られるよう医療機関並びに関係部署等と連携して広報活動を行うものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、治療期間の初日が令和 4 年 3 月 31 日以前である場合は、「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」及び「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)」により実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県特定不妊治療支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に決定される助成の申請について適用し、施行日前に決定された助成の申請については、なお従前の例による。